

植物防疫所

植物防疫情報

No.
51

発行年月：令和5年12月
無断転載禁止
ISSN 2186-1625

発行所 農林水産省 神戸植物防疫所

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎内 TEL:078-331-2387



植物防疫所 HP
QR コード

<https://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索



種苗類検査の適切な実施に向けた対応について

1. はじめに

近年、種子や苗（以下「種苗類」という。）の輸入検査の際に、遺伝子検定などの検査を実施することが増えています。このような検査の多くは、病害虫リスクに応じた適切な検疫措置を行うため、関係規則の改正手続きを待つことなく緊急的な暫定措置（以下「暫定措置」という。）として実施されているものであり、植物防疫所のホームページに「種苗類検査の適切な実施に向けた対応について」としてお知らせしています。今回は、これら種苗類の暫定措置が広く関係者の皆様にご理解いただけるよう解説します。

種苗類とは、草花・野菜・牧草などの種子、花き球根類、観葉植物などの苗、果樹の苗・穂木、ジャガイモの塊茎、サツマイモの塊根などの栽培の用に供される植物になります。種苗類の多くは、消費用の生果実や穀類などと異なり、直接、栽培地に運び込まれることから、万が一病害虫が付着していた場合には栽培地に病害虫が定着・まん延しやすいため、農作物に被害をもたらす可能性が高い植物となります。このことから、多くの種苗類は植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）において、日本における輸入検査だけでなく、輸出国でも検疫措置を講じるなどの規制の

対象となっています。

この規則では、日本の農業生産に影響を及ぼすと考えられる重要な病害虫について規定されるとともに、それらに対する検疫措置について対象となる国・地域、植物（植物の部位を含む。）及び用途が具体的に定められており、それら検疫措置の一部は輸出国において講じられるものになります。

これらの検疫措置は、海外における病害虫発生などに関する論文や諸外国の新たな検疫措置などの情報を分析することにより随時見直されています。規制対象となる国・地域、植物などに関する新たな発生情報などが確認されたり、輸入検査において規制対象病害虫の新たな寄生性・感染性が確認されたりすれば、それら病害虫リスクに対する的確な検疫措置を講じるため、必要な関係規則の改正などが行われています。しかし、関係規則の改正手続きには相応の期間を要することから、直面する病害虫リスクから日本の農業と緑を守るためには直ちに適切な措置を講じる必要があるため、新たな検疫措置が施行されるまでの間、暫定的にそれらの措置を実施しています。

2. 暫定的措置の事例

(1) ベトナム産植物への対応事例

海外における病害虫発生などに関する論文などの文献調査において、*Columnea latent viroid* 及び *Pepper chat fruit viroid* (CLVd 及び PCFVd。それぞれ、規則別表2の2で規定。) がベトナム産植物から検出されているとの情報を確認したことから、これらウィロイドの侵入を適切に防止するため、ベトナムに対し、宿主植物の日本向け輸出にあつてはこれらウィロイドの検定を実施し、検査証明書には検定を実施した旨を追記することを要求しています。なお、この検定に関係する追記がない場合には、輸入検査において遺伝子検定を行うといった措置を実施しています。

(2) イタリア産植物への対応事例

トマトの重要病害である *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) は規則別表2の2に規定されており、全ての国・地域に対し、輸出時の遺伝子検定を要求していますが、イタリア産トマト種子の日本における輸入検査において ToBRFV が検出されたことから、令和4年以降、日本が要求する所定の検定がイタリアで実施されたとうがらし及びトマトの種子並びにとうがらし及びトマトの苗であっても、日本に輸入される際には日本での遺伝子検定を実施するなどの措置を実施しています。

3. 今後の対応

今後も、病害虫に対する調査研究の進展により新たな知見が得られたり、諸外国が実施する植物検疫の輸入検査で新たな発見があったりすれば、それら新たな病害虫リスクに対し適切な検疫措置を講じるため、今後も暫定措置を実施する可能性はあります。

前述しましたとおり、暫定措置は、日本が直面する病害虫リスクに対し、適切な検疫措置を緊急的に講じるケースが多いため、輸入者の皆様に十

分に周知が行われるよう特段の配慮をもって対応を行っており、植物防疫所では、ホームページに「種苗類検査の適切な実施に向けた対応について」として暫定措置に関する情報を掲載するとともに、多くの輸入関係者の皆様の目に留まるように植物防疫所ホームページのトップ画面で「注目情報」として表示するなどして、お知らせしています。

今回は緊急的な暫定措置を事例に植物防疫所における対応状況を紹介しましたが、植物を輸入される方は、今後も植物検疫措置のみならず制度全般に関する最新の情報について、必ず植物防疫所ホームページの情報を確認いただき、最新の情報を得た上で輸入を計画していただくようお願いいたします。なお、輸入時に精密検定を実施する必要がある場合には、輸入検査の可否判定までに一定の期間（例：遺伝子検定については1～2か月程度）を要するため、輸入を計画されている方は、検定期間を見込んだ余裕のある輸入計画の検討をお願いします。

ご不明な点は、お気軽に最寄りの植物防疫所又は輸入を予定されている海空港を管轄している植物防疫所へお問い合わせください。

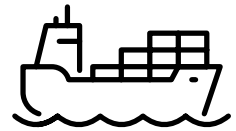
植物防疫所 HP「種苗類検査の適切な実施に向けた対応について」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/syubyo200831.html>





海外検疫業務の紹介



1. はじめに

パンデミックにより約3年間、途絶えていた人の往来が、ほぼ平時に戻り、海外での植物防疫官の検疫確認業務も再開されました。台湾、ベトナム、タイ、パキスタン、インド、イスラエル、オランダ、トルコ、アメリカ、カナダ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、南アフリカ、エジプト、オーストラリア、ニュー・ジーランドなど2023年に出張した国の中から、ベトナム、オランダ、パキスタンでの業務についてご紹介します。

2. ベトナムでの業務

ベトナムには日本が侵入を警戒するミバエ類が分布しているためにほとんどの果実は輸入禁止品ですが、ドラゴンフルーツ、マンゴー、リュウガンはベトナムで適切に消毒処理（蒸熱処理（飽和水蒸気の熱を利用した消毒）など）することや再汚染されないこん包などを条件に輸入解禁されています。日本の植物防疫官は、朝、ホーチミン市のホテルから、ベトナム植物防疫機関職員とともに車で1～2時間かけて消毒施設へ行き、施設を見回ります。4か所の施設が毎日稼働し、1施設の処理や検査に立ち会いつつ、他の3施設の処理や検査のデータをリモートで確認し、夜の8、9時にホテルに戻ります。植物検査証明書への署名業務はホテルにいる時間の依頼が多く、特に土曜日の朝はホテルのロビーで何件も対応しました。同機関職員や消毒処理施設では日本人と仕事をするのが初めてという方が多くいました。



左：蒸熱処理を終えたマンゴー
中：ホーチミン市（ベトナム）
右：蒸熱処理機への搬入（パキスタン）

3. オランダでの業務

オランダから輸入される果菜類は、チチュウカイミバエを対象にオランダ植物防疫機関により発生調査が行われ、かつ本虫が発生していない地区として指定した生産地域、施設で生産されたものが輸入されています。

パンデミック前までは、日本の植物防疫官がオランダに常時滞在し、他の業務（切花の輸出前検査）と併せて同機関職員と共に発生調査や実施状況の確認及び検査をしていましたが、同機関のこれまでの実施状況が良好であることを考慮し、今年6月に常時確認・検査から年1回の査察に制度を移行しました。今回の業務では果菜類のみを対象に、同機関職員に同行し、フェロモントラップを利用した発生調査や輸出検査に立会いました。オランダの中央部に近い滞在地(Tiel)を拠点に、果菜類が栽培されている施設に出向き1日に3～4か所調査します。それらの大規模な栽培施設に圧倒されました。

4. パキスタンでの業務

世界有数のマンゴー産地として知られるパキスタンには、日本が侵入を警戒するミバエ類が分布しているため、ほとんどの果実は輸入禁止品ですが、二国間で合意した条件を満たしたシンドリ種とチョウサ種の2品種に限り輸入解禁されています。2011年の輸入解禁以降、サヒワル、ムルタン、カラチで日本向けの処理実績がありますが、2023年はサヒワルから施設が移転し、今年から新たに稼働したファイサラバードとムルタンの各施設で消毒処理等が行われました。日本の植物防疫官は現地の消毒処理施設に滞在し、パキスタン植物防疫機関職員と共に、蒸熱処理、再汚染を防止するこん包であることなどの二国間で合意した検疫措置が確実に行われていることを確認します。出張中、消毒処理施設からの移動が無いと、異国の街並みを楽しむ機会などはありませんが、現地の強い日差しや共に働く皆さんのサルワール・カミーズ（南アジアの民族服）がとても印象的でした。



訪日外国人向け多言語での植物検疫制度の発信



日本政府観光局（JNTO）が取りまとめた訪日外客数の統計によると、最も訪日外客数が多かったのは、新型コロナウイルス感染症発生前の2019年で3,188万人を記録しています。その後、同感染症に伴う入国規制の影響で訪日外客数は激減し、2021年には24万人まで落ち込みました。その後、外客数は回復傾向となり、2022年には383万人、2023年は8月までの速報値で1,518万人となっています。国別で見ると、韓国、台湾、香港からの訪日外国人客が中心になっているようです。

日本の植物検疫制度を知らない訪日外国人客が、手荷物で輸入禁止品である果物や野菜を持ち込もうとしたり、植物に添付する、「パスポート」のような「検査証明書」を取得していないことにより、日本への持ち込みが認められないという光景が毎日のように各海空港で見かけられます。特にアジアの国・地域からの果物などはほぼ輸入禁止品であるため、それらの国・地域からの訪日外国人客が残念な思いをすることは、迎える側としても心苦しい気持ちになります。

植物防疫所では、日本の植物検疫制度を広く知ってもらうために、植物防疫所のホームページにおいて、「日本語」「英語」「中国語（簡体字）」「中国語（繁体字）」「タイ語」「ポルトガル語」「ロシア語」「スペイン語」「ベトナム語」「ハングル」のリーフレットを用意していますので、ダウンロードして各国・地域の訪日外国人客への案内などにご活用ください。

URL は以下のとおりです。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/index.htm>



また、「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」として、動植物検疫のチラシも、

「日本語」「英語」「中国語（簡体字）」「中国語（繁体字）」「ハングル」「ベトナム語」「インドネシア語」「フィリピン語」「タイ語」「カンボジア語」「ミャンマー語」「ロシア語」「モンゴル語」を用意していますので、リーフレットと同様に、ダウンロードして案内などにご活用ください。

URL は以下のとおりです。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>



さらに、植物防疫所では動画による検疫制度の周知も行っています。コンテンツとして、輸入検疫に関する「植物検疫のお知らせ（海外から帰国される方へ）」（日本語版と英語版）、海外への植物の持ち出しに関する「輸出検疫のお知らせ（海外へ植物等・物品を持ち出す方へ）」、沖縄・奄美・小笠原などからの植物の国内移動に関する「移動してはいけない植物たち（国内移動規制のお知らせ）」の3種類を用意しています。短時間の動画ですので、ぜひご覧ください。

URL は以下のとおりです。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/movie/index.html>



なお、昨年、植物防疫法が改正され、輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられることになりました。法人の場合は、5,000万円以下の罰金が科せられます。ご注意ください。



移動規制植物等に関する広報活動



沖縄県、鹿児島県の奄美群島及びトカラ列島、東京都の小笠原諸島にはアリモドキゾウムシ、カンキツグリーニング病などの農業生産に重大な被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫を未発生地域にまん延させないため、植物防疫法により、これらの病害虫及びその寄主植物を発生地域から未発生地域へ移動することが規制されています。

この移動規制制度を広く国民の皆様理解していただくため、植物防疫所では広報活動を実施しています。

今回は沖縄県を所轄する那覇植物防疫事務所での広報活動を紹介します。

代表的な広報活動の機会として、広報強化週間と産業まつりなどのイベントがあります。

一つ目の広報強化週間については、ゴールデンウィークや夏休み、年末年始など、旅行シーズンに合わせて年に3回、全国一斉に重点的な周知活動を実施しています。

那覇植物防疫事務所は、管轄区域全てが規制地域に該当するため、来訪する旅行者の方々だけでなく、住民や事業者の方々に対しても、広報を行っています。

住民や事業者の方々へは、この期間中に報道機関の協力により移動規制に関する記事・ニュースなどの報道を通じ県内全域に周知を行うとともに、郵便局や宅配便の取扱い窓口、直売所や小売店などに対してチラシやリーフレットを配布し協力を求めています。また、沖縄県民の台所として親しまれる公設市場においてアナウンスの実施やチラシ入りのポケットティッシュを配布する街頭広報を行っています。

旅行者の方々に対しても、直接チラシを配布する他に、観光施設や宿泊施設などにポスターを掲示していただき周知に努めています。

二つ目は、県や市町村が主催する産業まつりなどの地場産品をPRするイベントにおける広報活動です。これらのイベントでは、移動規制対象植物であるサツマイモやカンキツ類の苗木などの販売が行われるため、販売者の方に広報を行うとともに、販売ブースにチラシの掲示をお願いしています。また、県内外問わず多くの方が訪れるため、移動規制に関する説明ブースを出展し、来場者の方へ広報を行っています。

説明ブースでは、移動規制植物の実物や害虫の標本、拡大模型を展示しており、多くの方が興味を示され、来場者の方と直接話をする事ができる良い機会となっています。

今後も、機会を捉えて、広く移動規制について知っていただけるよう広報活動に努めて参ります。

(移動規制の対象となる病害虫と寄主植物の詳細はこちら)

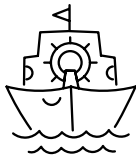
<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/index.html>



牧志公設市場でのチラシ配布



読谷まつりでの広報活動



第50回川崎みなと祭りでの広報活動



植物防疫所では、さまざまな機会を捉えて植物検疫制度の周知活動を実施しています。今回は、令和5年10月7日及び8日の両日、川崎港周辺で開催された「第50回川崎みなと祭り」について、紹介します。

このイベントは、港湾関係機関や関連団体が出展し、毎年多くの方が来場します。横浜植物防疫所は令和4年度から動物検疫所と一緒に出展しています。今年度は、広報用ポスターやリーフレットを展示し、来場者の皆様に植物検疫制度について説明を行いました。イベントシアターでは、動物検疫所と植物防疫所の職員が来場者の皆様を前に、スライドショーを用いて海外からの持ち込みが禁止されている果物・野菜、肉類・肉製品を紹介した後、動植物検疫探知犬が果物や肉製品を探知するデモンストレーションを行い、親子連れを中心に会場は満席となりました。特に、検疫探知犬が箱の中に隠されたリンゴやソーセージを見つけた際には、来場者の皆様から大きな拍手が起こ

るなど大好評のイベントでした。また、植物防疫所公式キャラクター「ピーきゅん」と動物検疫所公式キャラクター「クンくん」が登場すると、多くの来場者の方が一緒に写真撮影をしていました。

イベント後は、「検疫探知犬の活動を間近で見ることができた。」「海外から持ち込みできない植物があることを知った。」などの感想も聞かれ、動植物検疫制度を知っていただく機会となりました。今後もこのような機会を活用し、動物検疫所と連携して広報に取り組むこととしています。植物防疫所や動物検疫所のホームページでもイベント情報を発信していますので、興味のある方はぜひ来場ください。



イベントに登場したキャラクターたち



タイ王国向けカンキツ類生果実における輸出条件



タイ王国向けカンキツ類生果実は平成19年に輸出が解禁され、現在、ウンシュウミカン、不知火、清見、なつみかん、いよかん、はっさく、せとか、天草の8種類の輸出が可能です。

タイ王国にカンキツ類生果実を輸出するためには、①生産地域の指定②生産園地の登録③選果こん包施設の登録④ミカンバエに対するモニタリング調査⑤タイ検査官による年1回の査察または合同輸出検査⑥ Sweet orange scab（カビによる病気の一つ、以下「SOS」という。）に対する果実への薬剤による防カビ処理及びワックス処理（以下「防カビ処理」という。）などが条件となっています。

SOSに対する防カビ処理については、特別な選果ラインを別途用立てる必要があり選果場における負担が大きいため、産地からは緩和してほしい

旨の要望が以前よりありました。

このため日タイ間で協議を重ねてきた結果、令和5年5月、SOSに対する検疫条件が見直され、防カビ処理の代替措置として、生産園地での薬剤による適正防除、植物防疫官による生産園地での結実後10週と収穫前の年2回の栽培地検査及び植物防疫所が実施する研修を受けた選果技術員による登録選果こん包施設での全量の目視検査をすることで輸出可能となりました。



植物防疫官が行う収穫前の栽培地検査

ぴーきゅんが神戸税関主催イベントに登場



神戸税関の公開イベントである「オープンカストムス2023」が11月18日に開催され、企画の一つ「官公庁マスコット大集合」へ、昨年に引き続き植物防疫所のぴーきゅんに参加依頼がありました。今年は官公庁などのキャラクター合計9体が参加し、訪れた人たちと一緒に神戸税関本館の中庭で写真撮影をしました。司会者から紹介され登場したぴーきゅんは訪れた人たちと一緒に記念撮影をして、一生懸命植物検疫をアピールしました。これからも、機会があれば植物検疫の広報にぴーきゅんは頑張ります。



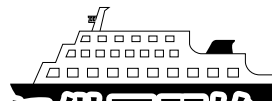
神戸税関（中庭から）



ぴーきゅんとの写真撮影



宮古島平良港のクルーズ専用施設が本格的に供用開始



宮古島は透明度の高い美しい海が魅力で、国内でも有数のリゾートアイランドとして知られています。

訪れる観光客は、空路での来島が一般的でしたが、平成27年以降はクルーズ船の入港が大幅に増加し、コロナ禍前平成31年の平良港へのクルーズ船の入港隻数は147隻に達していました。

急増する船客需要に応えるため、平成29年以降、港湾設備の拡張や市街地を魅力ある空間に整備するプロジェクトが官民を挙げて進められており、令和2年には14万トン（その後拡張し22万トン）クラスの大型クルーズ船が接岸できる専用岸壁と旅客の入国審査などCIQ手続きを行う旅客受入施設が完成しました。

おりしも長引くコロナの影響で寄港キャンセルが続いたため、施設の利用は低調でしたが、今年6月に国際クルーズ船の寄港が再開したことで、

本格的に運用開始となりました。

新しい施設では、適切な動線が確保され、空調の効いた環境で手続きが行えるため、スピーディーかつ快適に入国手続きが行えるようになっています。

今後、大型クルーズ船の寄港は以前のように増えることが予想されており、魅力あふれる島の玄関口として、この施設が多くの方に利用され、笑顔で観光を楽しむ出発点になることを期待しています。



入国手続きを行う「旅客受入施設」

福岡空港出張所

～携帯品検査カウンターの移設・増設や新規滑走路の整備が行われています～



福岡空港はJR博多駅から地下鉄で5、6分の距離にあり、市内からアクセスのよい空港として知られています。国際線は33の航空会社によりベトナム、シンガポール、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、グアム、ハワイ、中国の18都市へ週379便が運航されています。(2023年定期便夏季ダイヤ10月)

福岡空港出張所は空港西側の国際線に事務所があり、国際線旅客ターミナルビルにおける旅客の手荷物検査、そして貨物検査施設における航空貨物の輸出入検査を行っています。国際線の入港機数はコロナ禍で一旦落ち込みましたが、令和5年には令和元年と比較して8割、入国者は9割程度のペースで回復しており、現在1本で運用されている滑走路も令和6年度までに2本に増設するほか、国際線の利便性を高めるべく保安検査場の拡充や手荷物受取のターンテーブル増設、免税店エリア等の拡充を含めた国際線ターミナルビル増改築工事が令和7年3月竣工をめざして進んでおり、一層の利用客の増加が見込まれます。

福岡空港出張所は入国者の増加に対応するため携帯品カウンターの増設や増加している輸出農産物や輸入貨物の適切な検査業務に万全を期していきます。



福岡空港出張所



工事中滑走路

注目情報

植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和5年12月14日現在

【法令改正関係情報】

- 南アフリカ共和国産ハス種アボカドの生果実の条件付き輸入解禁について
令和5年11月30日付けで「植物防疫法施行規則」が一部改正され(同日施行)、「南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「南アフリカ共和国産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」に基づき輸入されるものに限り、輸入が解禁されました(令和5年11月30日)

- タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領の一部が改正されました(令和5年11月20日施行)

【輸入植物検疫関係情報】

- チリ共和国 Metropolitan 州 Maipo 郡及び同州 Talagante 郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため検疫規制地域から解除されるとともに、Coquimbo 州 Limari 郡においてチチュウカイミバエが発見されたため検疫規制地域が設定されました(令和5年11月20日)
- Metropolitan 州 Santiago 郡 Penalolen において、チチュウカイミバエの誘殺が確認されたため同郡及び隣接する Cordillera 郡内に検疫規制地域が設定されました(令和5年9月26日)

【輸出植物検疫関係情報】

- 関西空港内の輸出検疫カウンターを移転しました。詳しくは、「輸出検疫カウンターの設置について」をご確認ください(令和5年12月14日)
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における英国の情報を更新しました(令和5年12月4日)
- 「輸出入条件詳細情報」の検疫条件一覧表(早見表)(貨物、携帯、郵便)を更新しました(令和5年12月4日)
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるトルコの情報を更新しました(令和5年12月1日)
- 輸出検疫の重要なお知らせを更新しました(令和5年11月21日)
- タイ向け生果実登録選果こん包施設一覧を更新しました(令和5年11月9日)
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和5年産りんご・なし)を更新しました(令和5年11月2日)
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和5年産うんしゅうみかん)を掲載しました(令和5年10月12日)
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和5年産りんご・なし)を更新しました(令和5年10月6日)
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和5年産りんご・なし)を更新しました(令和5年10月2日)
- オーストラリア向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和5年産いちご)を掲載しました(令和5年9月29日)
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和5年産りんご・なし)を一部更新しました(令和5年9月26日)
- 「ウェブ会議システムを用いた輸出検査のご案内」について、輸出検疫の重要なお知らせに掲載しました(令和5年9月15日)

【国内植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所病害虫情報増刊1号」を掲載しました(令和5年10月31日)
- 情報誌「植物防疫所病害虫情報 No.131」を掲載しました(令和5年9月15日)

【その他のお知らせ】

- 病害虫ギャラリー(侵入を警戒している主な病害虫)にトマトキバガを追加しました(令和5年11月21日)